

令和3年度第5回亀山市地域公共交通会議の書面決議について（その2）

第5回会議（その2）については、2月24日〆切でご意見をいただいた最終案への決議となり、決議をいただく事項については、以下の2点となります。

- （1）地域公共交通計画（最終案）について
 - ・関係資料…資料1-1、1-2
- （2）乗合タクシーの利用促進策について
 - ・関係資料…資料2-1、2-2

上記の2項目について、事務局で資料を修正いたしましたので、内容をご確認の上、同封の書面にて決議をいただきますようお願いいたします。

なお、今後のスケジュールの都合上、3月7日(月)必着で、決議書をご返送いただけると幸いです。お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力いただきますようお願いいたします。

【資料説明】

（1）地域公共交通計画（最終案）について

まず、前回と同様に資料1-1については、委員の皆様から計画案に対してご意見をいただいたものをまとめた資料となります。ご意見に対して、右側に回答を記載していますので、資料1-2の計画（最終案）と一緒にご覧いただければと思います。

次に、資料1-2の計画（最終案）については、前回会議（書面）で配布した資料1の計画（最終案）から修正箇所が分かるよう朱書きとしています。

修正箇所は主に3か所で、資料1-1のとおり表現の統一と法律名の追記となります。

最後に、この地域公共交通計画ですが、前回もお伝えしたとおり、委員の皆様から決議をいただいた後、内部での協議、市議会への説明を経て、パブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメントに1か月の期間を要しますので、策定は5月頃となる見込みです。

以上が、（1）地域公共交通計画（最終案）についての説明となります。

（2）乗合タクシーの利用促進策について

資料2-1については、委員の皆様から利用促進策（案）に対してご意見をいただいたものをまとめた資料です。

資料2-2は、乗合タクシーの利用促進策についての最終案です。前回の資料から修正はありません。

以上が、（2）乗合タクシーの利用促進策についての説明となります。